

## 芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第7項に規定する通所介護に係る同法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は同法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給を受けることができる者</u></p> <p>(2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 デイサービスセンターの利用者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を<u>支払わなければならない</u>。</p> <p>2 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第1号に規定する者 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額<u>又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u></p> <p>(2) 第4条第2号<u>又は第3号</u>に規定する者 市長が別に定める額</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができる者</u></p> <p>(2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 デイサービスセンターの利用者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を<u>納めなければならない</u>。</p> <p>2 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第1号に規定する者 介護保険法第41条第4項第1号<u>及び第53条第2項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の<u>100分の10に相当する額</u></p> <p>(2) 第4条第2号<u>及び第3号</u>に規定する者 <u>前号に定める額を超えない範囲</u>で市長が別に定める額</p>

改正案	現 行
<p>3 次条第1項の規定により、デイサービスセンターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあつては、市長は、同法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>4 <u>前項の場合における利用料金は、指定管理者が第2項に定める利用料金の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。</u></p>	<p>3 次条第1項の規定により、デイサービスセンターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあつては、市長は、同法第244条の2第8項の規定により、<u>利用料金及び第4条第1号に規定する者に対するサービスに係る保険給付</u>を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>

●厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(第8条関係)

(単位:円)

	要介護状態区分	単位数	単価	金額
介護予防通所介護 (半日～1日)	要支援1	1,647	10.68	17,589
	要支援2	3,377	10.68	36,066
通所介護 (5時間以上～7時間未満)	要介護1	641	10.68	6,845
	要介護2	757	10.68	8,084
	要介護3	874	10.68	9,334
	要介護4	990	10.68	10,573
	要介護5	1,107	10.68	11,822